



強制的学校訪問をやめよ!

学校として要請するか、しないか。
本来の議論からはじめよう!

現行学校訪問は長時間労働の温床!

5月24日、知教労役員は知教協(知多地方教育事務協議会)代表と話し合いを持ちました。その折りに、「学校訪問は学校現場からの真の要請に基づくものであるように」と主張してきました。

学校訪問に至るまでの「特別な」授業準備や環境整備は長時間労働に直結しています。一ヶ月以上も前から、公開授業の単元を定め、当日その単元に追いつくように途中の授業をやりくりしなければなりません。特研を引き受けた先生はその何倍もの苦勞をされたことでしょう。訪問日程に合わせ学校行事の日程を変えることもありません。「環境整備」と称して、教務主任や「校務」主任を中心に何度も教室を巡回して細かい所まで指示をする、そのような光景が見られる学校は少なくないでしょう。知教労は現行のこの異常な学校訪問のあり方に大いにメスを入れるべだと考えます。

(名古屋市学校訪問の例：子どもは通常日課で学習)

<授業参観>	第2時間目 (9:45~10:30)
<ご指導Ⅰ>	全体指導 (10:30~10:45)
<ご指導Ⅱ>	学校運営 (10:45~11:30)

簡単に単元名と時間数・ねらいを記入する。(T\$打合せ→第4回職員会議→主事訪問)

学年・組	担任名	教科	単元・主題名	本時
0年0組	□ □ □ □	算数	いくつといふ	6/7

・(2位数)+(1,2位数)、(1位数)+(2位数)の繰り上がりがある筆算ができるようにする。

「各校の現職教育の推進を援助することが学校訪問の趣旨である」と知教協の実施要項に書かれています。そうであるならば、訪問側が日程を決め、各校がそれに合わせるの筋違いです。各校で現職教育のテーマを推進し、その成果や課題を第三者に講評してもらい研究を深めるといふ趣旨であるならば、指導主事の来校の時期は学校側から予定を提示すべきです。場合によっては本年は校内で研究をより深め、次年度に講評をお願いするといった「今年是要請しない」という選択もあるべきです。また、専門性の高い方が指導主事の任についているはずですので、指導主事による授業を我々教員が学ぶという場

学校訪問は要請に よるものであるべき

名古屋市のほか、一宮市も当日の指導のメモ程度の報告です。愛日地区では知多地区のような学校訪問は隔年です。学校独自で要請する学校訪問は半日です。これだけでもずいぶん多忙化は解消され

名古屋市や愛日地区の ようなやり方も

名古屋市のほか、一宮市も当日の指導のメモ程度の報告です。愛日地区では知多地区のような学校訪問は隔年です。学校独自で要請する学校訪問は半日です。これだけでもずいぶん多忙化は解消され

にしてもいいのです。

指導主事や教育長が、学校を視察したいということであれば、それはいいでもよく、ありのままの姿を見てもらえればよいではありませんか。わざわざ指導案を用意する必要もなく、どうして必要であるならば、名古屋市のよう

知教協など、訪問する側は、「年に一度くらいこういう研修があつてこそ、教師の力量は上がる」といいますが、知多のような訪問をしていない名古屋市の教員は、力量が低いことになってしま

授業は見せるための ものではないはず

「その時」だけでなく、教材研究のための十分な時間、おのおのの力量アップ

知教労は求めます

- 1 学校訪問は要請訪問のみにする。訪問の予定や計画は各校から申し出る。場合によっては要請しない年があつてもよしとする。
- 2 指導主事が視察したい場合は、指導案の提出や特別な環境整備などの過度な準備をしない。
- 3 教育委員が訪問する場合は、教育条件整備のために現場の声を把握する場とする。

のために互いに忌憚なく意見を述べ合う校内の現職教育を深める機会、それらを勤務時間内にできるように条件整備していくことが求められるのです。学校訪問のために「見せる」授業の準備をし、その日に「整頓された」環境を作り上げるといふこのシステムは抜本的に変えるべきです。

北から南から ~支部だより~

「妊娠をされている方はいませんか」知多教育事務所で新任(赴任決定前)に問いかけたということだ。周知のとおり、1年間は条件付任用期間である。新任の間で「妊娠することは“やばい”(つまり解雇される)という意識が残った」と伝え聞いた。管理主事は、「そんな(脅した)つもりは毛頭ない」と言った。私もその言葉に嘘はないと思ったが、新任相手に言うべきことではない。

C市のある学校で校長が女性教員に対し「担任をしてもらいたいから(産休で学年の)途中で交代しないように」という趣旨の話をした、ともれ聞いた。真意はどこにあるにせよ、明らかな人権侵害である。

「妊娠がわかっていたら(産休の)補助教員を早急に探さなければならぬ」というのが管理主事の意図だそう。しかし、私が一番感じるのは、職場にゆとりがないということだ。隣のクラスの異変に即対処しなければならないときには、新任もベテランもなく機動力が求められる。そんなゆとりのない現場が想像できるから、妊娠することが問題であるかのような雰囲気になってしまつてはいないか。知教労と知多事務所の話し合いの場では「多忙化解消」について毎年繰り返し話題になる。そろそろ本当に解消するときなのではないか。(O)



現在、再任用で、週四日間、火、金八時三十分から十三時五十分まで勤務をしている。算数少数指導で、三、六年生までの担当である。

授業形態はほとんどが少数数で、クラスを等質に二分してのびのびと学習している。しかし、子どもたちの様子は、今まで教えてきた子どもたちとはかなり違うため、展開等に工夫が必要であると感じている。教える側は、新任間もない先生や中堅の先生、ベテランの先生などと、バラエティーに富んでいる。さまざまな先生がいるので、指導方法もいろいろあつてよいと思ひ、互いの良さが発揮できる児童にも効果的な方法を、単元と照らし合わせて実施している。先生によつては、算数は苦手な人もいるので、「ここは、私がやりましょうか。」と進んでT1の立場で授業を進めることもある。五・六年の内容が急に難しくなつていて、担任の先生と進め方の相談をすることもあつたが、教科書の例題自体が、該当年をこえたものがあるように思える。▼今も昔も、『わかりたい。できるようにしたい。楽しく学習を進めたい。』という願ひは、児童にとつても、教師にとつても普遍的なことだと思つている。あと何年続けられるかわからないが、この三点を肝に銘じながら、一歩ずつ実現できたら教師としての本望だと思ひ、日々努力している。(I)

データで見る『教員の実態』第27回

『0.17%から0.32%へ』

今回は、文部科学省が昨年6月の会議で使った「学級編制・教職員定数改善等に関する基礎資料」から「学校現場が抱える問題の状況について」として示していたものを表にしてみました。

	小学校			中学校		
	H5 年度	H21 年度	増加 率	H5 年度	H21 年度	増加 率
不登校児童生徒の割合	0.17%	0.32%	1.9 倍	1.24%	2.77%	2.2 倍
学校内での暴力件数 (18年度と比較)	3,494 件	6,600 件	1.9 倍	27,540 件	39,382 件	1.4 倍
日本語指導が必要な 外国人児童生徒数	7,569 人	19,504 人	2.6 倍	2,881 人	7,576 人	2.6 倍
通級による指導を 受けている児童生徒数	11,963 人	56,254 人	4.7 倍	296 人	4,383 人	14.8 倍
特別支援学級に 在籍する児童生徒数	45,650 人	101,019 人	2.2 倍	23,600 人	44,412 人	1.9 倍

形式が違うので表には入れませんでした。要保護が H7 年と比較して 1.6 倍、準要保護が 2 倍になっています。

特別支援学級への加配があり、子どもに対して以前より手厚い対応がなされてきていると言えるものもありますが、単純に仕事量として考えると、教員の対応が増え、仕事の負担が増えていることも示しています。地域・学校によって数字が大きく変わるでしょうが、みなさんの実感としてはどうでしょうか。これは文科省自身が出している数値です。学校外も含めて人的支援による対応を急いでもらいたいものです。

こんな活動をしている組合員もいます

知教労は、教育委員会や校長会などと話し合いや交渉を行っていることはご存じだと思います。しかし、組合を離れてボランティアや地域の活動に携わっている組合員も多くいます。今回は、その中で愛知スキー協会の指導員として活動をしている組合員のレポートを紹介します。

愛知スキー協会(新日本スポーツ連盟・全国勤労者スキー協議会)を知っていますか

今期で発足から40年が過ぎます。「一人ぼっちのスキーヤーをなくそう」などのスローガンのもと、スポーツは文化と主張して活動してきました。スキーは遊びではない。スキーは文化であり、その発展に尽くしてきました。昨年、スポーツ基本法が制定されました。誰もがスポーツは文化と認めざるを得なくなったのです。スポーツ基本法前文には、「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」と書き出しています。2001年ユネスコ第22回総会での採択から遅れること10年、やっとスポーツ権が認められたといってもいいでしょう。

愛知スキー協会は、クラブが集まった協議会(個人でもOKですが)です。競技のクラブ・山スキーのクラブもあります。野麦峠スキー場が廃業になりそうだったとき、存続に向けて要望書を出すなど尽力しました。その野麦峠スキー場で「東海ブロックスキー競技会(第2戦)」を20年以上続けています。「スポーツ・君が主人公」で選手と役員皆で作るスキー競技会です。「東海ブロック・スノーフェスティバル」は、スキー競技会だけでなく、とにかくスノースポーツを楽しもうといろいろな企画を実施しています。



「こどもスキー」は、私たち指導員が、愛知スキー協会ならではの指導をしてきました。カービングスキーが登場して10年以上経ちますが、すぐに貸しスキーはすべてカービングの板に要望して変えてもらうなど、早く楽しく上手になる方法を実践してきました。通称「お散歩ひも」を初心者指導に使っていました。腰にベルトをはめてそこにひもをつけて後ろでひもを引っ張ってコントロールするものです。いつの間にか商品化されていました。安全のため「ヘルメットをしよう」もずっと訴えてきました。

震災では、東北地方だけでなく長野県栄村への支援もしています。神戸の震災を教訓に、例年通りにすることが勇気づけることだと考えてスキーツアーを企画しました。カンパだけでなく、「復興『こどもスキー』に招待しよう」では指導員も派遣できました。

<http://aichiskykyou.yukigesho.com/index.htm> 愛知スキー協会 ← 検索

知ってるつもい・Q&A

勤務の割り振り変更の対象になる仕事は？

Q 最近、「勤務の割り振り」ということばが職場で聞かれるようになりました。日々の勤務で、どのような仕事が割り振りの対象になるのでしょうか。

A 知教労が加入している愛知県教職員労働組合協議会(愛教労)と愛知県教育委員会は、2008年2月6日、割り振りの対象になる勤務を下記の通り確認しています。校長が命じた以下の業務はいずれも割り振りの対象になります。

- 職員会議(学年会・校務分掌上の会議)、職員研修、研究授業の準備
 - 学校行事(準備時間を含む)
 - 児童生徒の指導にかかわる業務
 - 児童生徒の指導・安全指導・パトロールにかかわる業務
 - 児童の安全確保のための登校指導・放課後の下校指導
 - 進路指導に関する業務(入試・発表指導)
 - 補習業務
 - 児童・生徒会、委員会活動等の指導
 - PTA活動、地域教育会議の活動
 - 委員会
 - 地域教育会議(体育祭)に関する業務
 - 地区懇談会
 - 街頭指導・パトロールに関する業務
 - 家庭訪問・保護者面談・評価活動・成績処理・通知票記入
 - その他翌日以降に持ち越すことのできない重要な業務
 - 翌日以降に持ち越すことのできない授業資料の作成
- 「割り振りの変更がなされれば、超過勤務もやむを得ない」ということではありませんが、はみ出した労働時間はしっかり回復していきたいものです。



競技会のチラシ

《訂正とお詫び》

5月号の記事で「文科省から県・市町教委ではなく、各学校宛にダイレクトでパワハラ防止指針の色刷りのパンフレットが届いている」という記述がありましたが、これは、「労働安全衛生体制に関する色刷りのパンフレット」の誤りでした。お詫びして訂正させていただきます。